要領第5の2（2）**派遣元事業所名）**

**株式会社○○　御中**

**（派遣先事業所名）**

**△△株式会社　北海道支店**

**労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する日の通知**

**当社において、派遣労働者を受け入れるに当たり、「事業所単位の派遣受入期間に抵触することとなる最初の日」を、派遣契約の締結に先立ち、下記のとおり通知します。**

**記**

**１　派遣労働者の就業予定の事業所名**

**△△株式会社　北海道支店**

**札幌市中央区××－××**

**２　抵触日**

**令和10年4月1日**

**派遣先**

**派遣元**

**令和7年2月15日**

（**派遣元事業所名）**

**株式会社○○　御中**

**（派遣先事業所名）**

**△△株式会社　北海道支店**

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知について**

**労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、下記のとおり、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を通知します。**

**記**

**１　派遣労働者の就業予定の事業所名**

**△△株式会社　北海道支店**

**札幌市中央区××－××**

**２　上記事業所の延長後の抵触日**

**令和10年4月1日**

派遣受入期間の延長、意見聴取手続きについて

派遣先は、派遣先の事業所等について、派遣元から３年を超える期間継続して労働者派遣を受入れようとするときは、当該派遣先事業所単位の期間制限の抵触日の一箇月前の日までの間に意見聴取手続きを行うことにより、３年以内の期間であれば、派遣可能期間を延長することができます。

また、意見聴取した内容は、延長しようとする派遣可能期間の終了後３年間保存が必要です。

「期間制限」についての留意点

**派遣先は、その派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して有期雇用の派遣労働者を受入れてはなりません。（法第40条の2）**

　***「事業所その他派遣就業の場所」とは***

　・事業所については、次の要件に該当するか否かを勘案することによって判断します。

1. 工場、事業所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること
2. 経営の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様においてある程度の独立性を有すること
3. 一定期間継続し、施設としての継続性を有すること

・事業所とは雇用保険法等雇用関係法における概念と同様のものであり、規模が小さく、そ

の上部機関等との組織的関連ないし事務能力からみて一の事業所という程度の独立性がない

もの（出張所、支所等がこれに当たる場合があります。）については、直近上位の組織に包

括して全体を一の事業所として取り扱います。

　・その他派遣就業の場所とは、事業を行っていない者が派遣先となる場合にその労働者派遣

　の役務の提供をうける場所を指し、例えば個人宅が派遣先になる場合はその家庭（居宅）、

大学の研究室が派遣先になる場合はその研究室を指します。

※派遣先に対する「事業所」とは別に、派遣元事業主が労働者派遣事業を行う場所として「派遣事業所」という単位がありますが、労働者派遣事業を運営するための様々な要件がありますのでご注意ください。

**派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務に3年を超える期間継続して同一の有期雇用の派遣労働者を派遣してはなりません。（法第35条の3**）

　**「組織単位」とは**

　・「業務の関連性に基づいて派遣先が設定した労働者の配置の区分であって、配置された労

働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が、当該労働者の業務の配分及び当

該業務に係る労務管理に関して直接の権限を有するもの」と規定されています（法第26条第

1項、則第21条の2）

・事業所等における組織単位については、課、グループ等の業務としての類似性や関連性が

ある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮命令監督権限を有す

るものであって、派遣先における「組織の最小単位」よりも一般に大きな単位を想定してい

ますが、名称にとらわれることなく実態により判断します。

・小規模の事業所等においては、「組織単位」と「組織の最小単位」が一致する場合があり

ます。